# 第1章総則

## 第1節 計画の目的・性質等

#### 第1項 計画の目的

- 1 岐阜市地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号、以下「原災法」という。)に基づき、岐阜市防災会議が岐阜市の地域に係る災害の対策に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心にして、防災関係機関と市民の積極的な協力を含めた総合的な計画を定め、災害の予防、災害の応急対策及び災害復旧の諸活動の円滑な実施を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共福祉の確保を図ることを目的とする。
- 2 災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、地域及び市 民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、計 画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう、衆知を集めて効果的 な災害対策を講じるとともに、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことにより、できる 限りその被害の軽減を図ることを目的とする。

#### 第2項 計画の性質

- 1 岐阜市地域防災計画は、「一般対策計画」編と「地震対策計画」編の両計画をもって構成するものとし、「水防法(昭和24年法律193号)」に基づく「岐阜市水防計画」とも十分な調整を図る。
- 2 本計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防 災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)に基づき作成する、国土強 靱化地域計画を指針とするものとする。

このため、国土強靱化に関する部分については、国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、防災対策の推進を図る。

- 3 「一般対策計画」は、風水害等災害に対し、岐阜市及び防災関係機関の防災業務の実施 責任を明確にし、かつ、関係機関相互の緊密な連絡調整を図るため必要な基本的大綱を示 すものであり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。) に講ずべき対策等を体系的に整理したその実施細目(マニュアル)等については、更に関 係機関において別途具体的に定める。
- 4 「一般対策計画」は、関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、 関係機関は、平素から研究、訓練、研修、その他の方法によりこの計画の習熟に努めると ともに、市民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用に努める。

#### 第3項 計画の構成

「一般対策計画」は、災害対策基本法第42条第2項各号に掲げる事項について、次の構成により定める。

第1章 総 則

第2章 災害予防

第3章 災害応急対策

第4章 災害復旧

### 第4項 計画の修正

岐阜市防災会議は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、同法第34条の規定により、中央防災会議が定める「防災基本計画」及び原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針(平成24年10月31日制定)」、国、県の助言、又は、市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認めるときは、これを修正し、効果的かつ効率的な防災対策が実施されるよう努める。

#### 第5項 計画の用語

本計画において、次の各号の用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

(1) 市本部 岐阜市災害対策本部をいう。

(2) 市本部長 岐阜市災害対策本部長をいう。

(3) 市計画 岐阜市地域防災計画をいう。

(4) 県本部 岐阜県災害対策本部をいう。

(5) 県本部長 岐阜県災害対策本部長をいう。

(6) 県支部 岐阜県災害対策本部の岐阜支部をいう。

(7) 県支部長 岐阜県災害対策本部岐阜支部長をいう。

(8) 県計画 岐阜県地域防災計画をいう。

(9) 自然災害 暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、豪雪、そ

の他異常な自然現象(地震を除く。)をいう。

(10) 事故災害 大規模な火災若しくは爆発、放射性物質、可燃性物質、有害物の大量

流出、航空災害、陸上交通災害その他の大規模な人為的事故をいう。

## 第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1項 実施責任

#### 1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

### 2 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、 指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自ら必要な防災活動を実施する とともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導及び助言等の措置をとる。

#### 3 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら 防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図ると ともに、災害時には災害応急対策を実施する。また、市及びその他の防災関係機関が実施 する防災活動に協力する。

### 5 市民

大規模災害時においては、関係機関の活動が遅延し、又は阻害されることが予想される ため、地域住民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」という意 識のもとに、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努める。

#### 第2項 処理すべき事務又は業務の大綱

防災の実施責任機関並びに処理すべき事務又は業務は、次による。

#### 1 市

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱		
	(1) 岐阜市防災会議に関する事務		
	(2) 防災に関する施設、組織の整備及び訓練		
	(3) 災害による被害の調査、報告及び情報の収集等		
岐阜市	(4) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検		
	(5) 災害の防除と拡大防止		
	(6) 被災者の救護、救助その他保護		
	(7) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置		
	(8) 災害復旧資材の確保及び物価の安定		

	(9)	災害時における文教対策
	(10)	被災産業に対する融資等の対策
	(11)	被災市営施設の応急対策
	(12)	災害対策要員の動員及び雇上
岐阜市	(13)	災害時における交通及び輸送の確保
	(14)	民生の安定及び社会経済活動の早期安定
	(15)	被災施設及び設備の復旧
	(16)	関係団体が実施する災害応急対策等の調整
	(17)	防災活動推進のための公共用地の有効活用

## 2 県

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱
	(1) 岐阜県防災会議に関する事務
	(2) 防災に関する施設、組織の整備及び訓練
	(3) 災害による被害の調査報告及び情報の収集等
	(4) 災害の防除及び拡大防止
	(5) 救助、防疫等被災者の救助及び保護
	(6) 災害復旧資材の確保及び物価の安定
	(7) 被災産業に対する融資等の対策
岐阜県	(8) 被災県営施設の応急対策
<b>双</b> 早於	(9) 災害時における文教対策
	(10) 災害時における公安の維持
	(11) 災害対策要員の動員及び雇上
	(12) 災害時における交通及び輸送の確保
	(13) 災害時における防災行政無線通信の確保及び統制
	(14) 被災施設及び設備の復旧
	(15) 市町村が処理する事務及び事業の指導、指示及び斡旋等
	(16) 防災活動推進のための公共用地の有効活用

## 3 指定地方行政機関

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱		
木曽川上流河川事務所	(1) 河川管理施設等の管理		
	(2) 河川管理施設等の応急復旧		
	(3) 災害復旧工事の施工		
	(1) 道路施設等の管理		
岐阜国道事務所	(2) 道路交通の確保		
	(3) 道路施設等の応急復旧		
	(4) 災害復旧工事の施工		

	(1)	国土保全事業の推進
	ア	治山事業の充実
	イ	保安林の整備及びその適正な管理
	(2)	災害予防対策
	ア	森林施設の防災措置
	イ	山腹崩壊、土砂流出等災害発生危険箇所の点検及び予防対策
此白木社签押咒	ウ	国有林野等からの林産物等の流出防止とその対策
岐阜森林管理署	エ	国有林野の火災防止対策
	(3)	災害応急対策
	ア	災害応急対策又は災害復旧対策に必要な技術職員等の派遣
	イ	災害応急対策又は災害復旧用資機材の貸付
	ウ	災害復旧用材(木材)の備蓄及び供給
	(4)	災害復旧対策
		国有林野事業施設及び民有林直轄治山施設等に係る災害復旧
	(1)	災害時における輸送の実態調査
岐阜運輸支局	(2)	災害時における自動車輸送事業者に対する輸送命令
	(3)	災害による不通区間におけるう回輸送及び代替輸送等の指導
	(4)	災害時における関係機関及び輸送機関との連絡調整
	(1)	気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表
	(2)	気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動
岐阜地方気象台		に限る) 及び水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達
		及び解説
	(3)	気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める
	(4)	地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
	(5)	防災気象情報等の理解促進、防災知識の普及啓発に努める

## 4 自衛隊

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱		
	(1) 防災に関する調査推進		
	(2) 関係機関との連絡調整		
	(3) 災害派遣計画の作成		
自衛隊	(4) 防災に関する訓練の実施		
	(5) 災害情報の収集		
	(6) 災害派遣及び応急対策の実施		
	(7) 防衛省の管理に属する物品の無償貸与又は譲与		

## 5 指定公共機関

実施責任		処理すべき事務又は業務の大綱
	(1)	鉄道施設の整備
	(2)	電気通信施設及び電力施設の整備
	(3)	列車の運転規制に係る措置
東海旅客鉄道株式会社	(4)	う回輸送等に係る措置
	(5)	列車の運行状況等の広報
	(6)	鉄道施設等の応急復旧
	(7)	鉄道施設等の災害復旧
	(1)	電気通信施設の整備と防災管理
西日本電信電話株式会社	(2)	災害時における緊急通話の取扱い
	(3)	被災電気通信施設の調査及び復旧
	(1)	医療、助産及び保護の実施
	(2)	救護物資の備蓄及び配分
日本赤十字社	(3)	災害時の血液製剤の供給
	(4)	義援金の募集配分
	(5)	岐阜市赤十字奉仕団の指導
中部電力パワーグリッド	(1)	電力施設の防災管理
株式会社	(2)	災害時の電力供給
林八云红.	(3)	被災施設の電力施設の調査及び災害復旧
東邦ガス株式会社	(1)	ガス施設の整備及び防災管理
東邦ガスネットワーク	(2)	災害時のガス供給
株式会社	(3)	被災ガス施設の調査及び災害復旧
	(1)	市民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底
日本放送協会	(2)	市民に対する災害応急対策の周知
	(3)	放送設備の保守及び整備

## 6 指定地方公共機関

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱		
土地改良区	(1) 農業用施設の整備及び防災管理		
	(2) 農業用施設の被害調査及び災害復旧		
岐阜県LPガス協会 岐阜支部	(1) ガス施設の整備及び防災管理		
	(2) 災害時のガス供給		
	(3) 被災ガス施設の調査及び災害復旧		
木曽川右岸地帯水防事務組合	(1) 水防施設及び水防資機材の整備及び防災管理		
	(2) 水防計画の作成及び訓練		
	(3) 水防活動の実施		

外光車光本	(1)	鉄道施設の整備
	(2)	災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
鉄道事業者	(3)	災害時の応急輸送対策
	(4)	被災鉄道施設の調査及び災害復旧
	(1)	安全輸送の確保
一般自動車による	(2)	災害対策人員の輸送確保
旅客等輸送機関	(3)	被災地の交通確保
	(4)	緊急輸送車両借上げに対しての配車
	(1)	市民に対する防災知識の普及及び警報等の周知
報道機関	(2)	市民に対する災害応急対策の周知
	(3)	放送設備の保守及び整備
岐阜市医師会	(1)	医療及び助産活動の協力
岐阜市歯科医師会	(2)	防疫その他保健衛生活動の協力
岐阜市薬剤師会	(3)	医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理

## 7 公共的団体

実施責任		処理すべき事務又は業務の大綱
農業協同組合	(1)	被害調査等応急対策への協力
森林組合	(2)	農産物、林産物及び水産物等の応急対策についての指導
漁業協同組合	(3)	被災農林漁家に対する融資又は斡旋
商工会議所	(1)	融資希望者のとりまとめ及び斡旋についての協力
	(2)	物価安定についての協力
商工会等	(3)	救助用物資、復旧用物資の確保についての協力又は斡旋
	(1)	被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
社会福祉協議会	(2)	ボランティア活動の推進
	(3)	義援金及び義援物品の配分
岐阜市赤十字奉仕団	(1)	被災者の救助及び救護活動の協力
女性の会連絡協議会奉仕団	(2)	義援金の募集、受付及び配分の協力
女性防火クラブ	(1)	ル巛ヱ吐の砂丝
少年消防クラブ	(1)	火災予防の啓発

## 8 防災上重要な施設の管理者

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱		
病院等医療施設の 設管理者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施		
	(2) 災害時における病人等の収容及び保護		
	(3) 災害時における負傷者等の治療及び助産		
	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施		
社会福祉施設の管理者	(2) 被災時の入所及び要介護者等の入所保護		
	(3) 社会福祉施設の災害復旧		

金融機関等 (岐阜市信用保証協会を含む)	(1)	被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
	(1)	避難施設の整備及び避難訓練の実施
学校法人	(2)	被災者に係る教育対策
	(3)	被災施設の災害復旧
ガソリン等	(1)	ガソリン等危険物の防災管理
危険物取扱機関	(2)	災害時におけるガソリン等の供給
高圧ガス取扱機関	(1)	高圧ガスの防災管理
同圧ガク収扱機関	(2)	災害時における高圧ガスの供給
火薬取扱機関	(1)	火薬類の防災管理
ラジオアイソトープ (R. I) 取扱機関	(1)	R. I の防災管理

#### 9 地域住民の自主防災組織

実施責任	処理すべき事務又は業務の大綱		
	(1) 自主防災組織の整備		
	(2) 防災思想の普及		
自主防災組織	(3) 防災資機材の整備		
	(4) 防災訓練への参加		
	(5) 避難情報、災害情報等の伝達		
	(6) 組織的初期消火		
	(7) 負傷者等の救出救護		
	(8) 組織的避難		
	(9) 給食給水活動		
	(10) 避難行動要支援者の支援及びその他の相互扶助		

#### 第3項 市民等の基本的責務

#### 1 市民の責務

「自らの生命は自ら守る」が、防災の基本的な考え方であり、市民はその自覚を持ち、 平常時から災害に対する備えを心がけ、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるとともに、災害の発生時には、自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。 特に、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要があり、その備えの実践を促進する市民運動を展開しなければならない。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、市、国、県、その他防災関係機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

#### 2 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、 地域貢献、地域との共生)を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続する ための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事務所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検、見直し等を実施するなど事業継続のための取り組みを通して、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従 事する企業は、協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

## 第3節 本市の概要

#### 第1項 自然的条件

#### 1 位置、面積等

本市は、東京から約270km、大阪から約140km、名古屋から約30kmの距離にあり、わが国のほぼ中央の岐阜県南部に位置している。

区 分	位置及び広域等			
面積	203. 60K m²			
広 域	東西 18.8km 南北 21.3km			
極東	東経 136度53分 大洞(芥見)			
極西	東経 136度40分 外山 (網代)			
極南	北緯 35度21分 柳津町高桑(柳津)			
極北	北緯 35度32分 上雛倉(網代)			
最高	海抜 417.6m (百々ヶ峰)			
岐阜市庁舎の所在地位置	岐阜市司町40番地1			
	東経 136度45分35秒 北緯 35度25分34秒 海抜 15.1m			

#### 2 地形

本市は、木曽三川(木曽川、長良川、揖斐川)の濃尾平野の北端に位置し、岐阜県の西南部にあり、東部及び北部は、古生層の上に洪積層・沖積層が累積し、南部は、一帯が新世層で第三期層とローム層を含む沖積層によって構成される。

市の中央部から東北部にかけて、稲葉山系の山がそびえ、中央部を東西に貫流する長良川により南部と北部とに区分され、南部は、境川、荒田川、論田川、大江川などの支派川とこれらに注ぐ小河川、排水路がある。北部は、伊自良川、鳥羽川、板屋川、根尾川などの支派川とこれらに注ぐ小河川、排水路があり、地勢は1,000分の1の傾斜をなし、これら支派川等の流水は、平常時においては長良川に自然流下する。

#### 3 気象

本市の気候は、東海型の気候を示し、冬季は北西ないし西よりの風が多く、降水量が少なく温暖であり、夏季は南よりの風が多く、著しく高温多湿である。

区分	値
平均気温	16. 2℃
平均湿度	66%
降水量	1860.7mm
平均風速	2.6m/s

#### 第2項 社会的条件

#### 1 人口(令和5年4月1日現在)

本市の人口は401,294人、世帯数185,365世帯であり、人口集中地区面積は62.62k㎡である。なお、外国人住民は、9,862人、5,902世帯である。

#### 2 高齢化状況(令和5年4月1日現在)

本市の平均年齢は、47.84歳で、市中心部ほど高齢化している。

#### 第3項 災害条件

本市は、地勢その他悪条件が重なり、従来から風水害が多く発生し、昭和22年に災害救助 法が施行後、当該法の適用を受けた災害が、既に7回発生している。

#### 1 水害・土砂災害

水害は、本市の地理的条件から山間部水害と平野部水害に大別される。山間部水害は、 土地の崩壊、土砂の流出等により、人命の被害、家屋、耕地等の流埋没あるいは道路、橋 りょうの被害が著しい。平野部における水害は、長良川の堤防が決壊した場合、家屋の流 失や人的被害が著しい。また、近年の異常気象により局地的豪雨が発生し、支流河川の越 水等による浸水被害が発生している。

#### 2 火 災

火災は、中心市街地繁華街の柳ヶ瀬で、戦後、焼損面積1,000㎡以上の火災が4回発生している。この地域は、商店街が密集しており一度火災が発生すると、延焼拡大危険が高く被害が著しい。

また、本市北部は、山林面積の占める割合が高く、林野火災が数多く発生しており、平成14年4月15日11時10分芥見7丁目地内から発生した林野火災は、全焼3棟、焼損床面積464㎡、焼損面積(森林等)250ha、損害額248,269千円の被害が発生し、鎮火は翌日の16時15分と長時間の消火活動を要した。

#### 3 過去に発生した災害の概要

災害発生年月日	災害の種別	被害地域	被害状況その他
明治24.10.28	震 災	美濃一円	死者245人、負傷1,260人
	(濃尾地震)		全壊家屋942戸
昭和20.7.9	戦 災	市全域	死者863人、負傷520人、全焼20,426戸
	(岐阜空襲)		半焼95戸、罹災者86,577人(岐阜市史)
昭和34. 9. 26 (災害救助法適用)	風 水 害 (伊勢湾台風)	"	死者13人、負傷377人
			全壊家屋401世帯、半壊家屋946世帯
			流失家屋5世帯、非住家被害708戸
			床上浸水1,369世帯、床下浸水3,065世帯
			罹災者5,781世帯

災害発生年月日	災害の種別	被害地域	被害状況その他
昭和35.8.13 (災害救助法適用)	風 水 害 (台風11.12号)	市全域	全壊家屋23世帯、半壊家屋333世帯 流失家屋12世帯、床上浸水2,053世帯 罹災者6,867世帯
昭和36. 6. 27 (災害救助法適用)	水 害 (梅雨前線)	"	死者2人、負傷2人 全壊家屋5世帯、半壊家屋26世帯 床上浸水4,374世帯、床下浸水19,721世帯 罹災者24,126世帯
昭和36. 9. 17 (災害救助法適用)	風 水 害 (第2室戸台風)	II	死者2人 全壊家屋25世帯、半壊家屋204世帯 床上浸水318世帯、床下浸水2,793世帯 罹災者3,340世帯
昭和49.7.25 (災害救助法適用)	水 害 (低気圧)	n	負傷2人 半壊家屋1世帯 床上浸水738世帯、床下浸水5,344世帯 罹災世帯6,083世帯(罹災者23,122人)
昭和51.9.8 (災害救助法適用)	水 害 (台風17号)	n	死者5人、負傷7人 全壊家屋6世帯、半壊家屋14世帯 床上浸水11,363世帯、床下浸水30,079世帯 罹災者数146,009人
平成2. 9. 19	水 害 (台風19号)	11	死者1人 一部破損1世帯 床上浸水11世帯・床下浸水135世帯 罹災人員464人
平成4.8.12	水 害 (集中豪雨)	"	床上浸水16世帯、床下浸水707世帯 罹災人員2,458人
平成12. 9. 11	水 害 (集中豪雨)	,,,	床上浸水3世帯、床下浸水68世帯 長良・大宮陸閘閉鎖 避難勧告430世帯(1,300人)
平成16. 10. 20	水 害 (台風23号)	三輪地域藍川地域	床上浸水80世帯、床下浸水47世帯 長良・大宮陸閘閉鎖 避難者数1,012人
平成20.8.28	水 害 (集中豪雨)	長森南 地域等	半壊3世帯、一部破損1世帯 床上浸水35世帯、床下浸水103世帯 避難世帯14世帯
平成25. 9. 4	水 害 (集中豪雨)	市全域	一部破損3世帯 床上浸水15世帯、床下浸水105世帯 避難世帯8世帯

平成30.7.7-8 (災害救助法適用) (大雨特別警報発表)	水 害 (梅雨前線)	合渡地域等	負傷1名、床上浸水10件、床下浸水16件 長良・大宮陸閘閉鎖 避難者209世帯432名
---------------------------------------	------------	-------	---

# 第4節 災害の想定

#### 第1項 災害想定

災害想定は次のとおりである。なお、同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化する事象の複合災害の発生可能性を認識すること。

1 台風による災害

伊勢湾台風級の大型台風が中部地方に上陸した場合を想定する。

(1) 規模

台風の暴風半径 (25m/s)350km

中心気圧 930hPa (ただし上陸時945hPa)

最大風速 南南東33m/s(最大瞬間風速 東南東45m/s)

降雨量 230mm 速度 毎時40km (2) 暴風継続時間 約11時間 (3) 中心通過時 深夜とする

(4) 進路 本市西方30km北北東進

2 集中豪雨等異常降雨による災害

前線が岐阜市付近に停滞し、市内全域に昭和51年9.12豪雨程度の降雨があった場合を想 定する。

- (1) 総雨量 839mm
- (2) 日雨量最大 220mm
- (3) 時間雨量 92.5mm
- (4) 降雨時 深夜とする
- 3 航空機事故による災害
- 4 鉄道事故による災害
- 5 道路事故による災害
- 6 原子力災害及び放射性物質漏洩による災害
- 7 危険物の爆発等による災害
- 8 可燃性ガスの拡散
- 9 有毒ガスの拡散
- 10 林野火災による災害
- 11 大規模な火災による災害
- 12 その他特殊災害

#### 第2項 被害想定

- 1 台風 昭和34年の伊勢湾台風の被害とする。
- 2 水害 昭和51年の9.12豪雨の被害とする。